第二節　退職等年金給付

（三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第十七条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～六　［略］

２　［略］

３　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～五　［略］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～十　［略］

２・３　［略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～五　［略］

２　［略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四・五　［略］

２～４　［略］

（三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第十七条の五　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三～六　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三～五　［同上］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～十　［同上］

２・３　［同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［同上］

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～五　［同上］

２　［同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四・五　［同上］

２～４　［同上］